

◎新潟県選挙管理委員会告示第34号

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、白色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成25年7月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p>候補者氏名又は 政党その他の政 治団体の名称若 しくは略称</p>	<p>平成二十五年執行 点字投票</p> <p>参議院比例代表選出議員選挙投票</p> <p>○ 注意</p> <p>一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p>	<p>印</p>
--	--	----------